

## 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく「岩見沢河川事務所等の図面作成等業務の民間競争入札」に係る契約者の決定について

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)」に基づく民間競争入札を行った「図面作成等業務(単価契約)(岩見沢河川事務所等)」(以下、「本業務」という。)については、下記のとおり契約者を決定しました。

### 1. 契約の相手方の名称及び住所

情報創造事業協同組合

代表理事 柏倉 正剛

北海道札幌市中央区北2条東1丁目2番地10

### 2. 契約金額

90,114,560 円(税抜)

### 3. 実施期間

令和 8 年4月1日～令和 8 年4月11日

ただし、令和 8 年度の本予算が成立したときは、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

### 4. 業務内容

契約者が行う本業務は、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部岩見沢河川事務所外7か所の事務所等におけるデータの作成・修正、画像データの修正、資料の作成・収集・整理等に係る業務である。

### 5. 業務の実施に当たり達成すべき質に関する事項

「岩見沢河川事務所等の図面作成外業務民間競争入札実施要項(以下、「本実施要項」という。)」における記載のとおり。

### 6. 事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項

本実施要項における記載のとおり。

### 7. 事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、

その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項

本実施要項における記載のとおり。

8. 契約者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

本業務の実施体制については、業務管理責任者6名、業務従事者26名を配置し、業務内容に応じた適切な体制としている。

実施方法については、本実施要項に基づき適切に実施することとしている。

9. 問い合わせ先

国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 特定業務対策官  
電話 011-611-0269